

相談会実施報告書

1 相談会名

緊急 生活保護 110番

2 開催日時

平成24年6月23日（土）午前10時～午後5時

3 相談件数

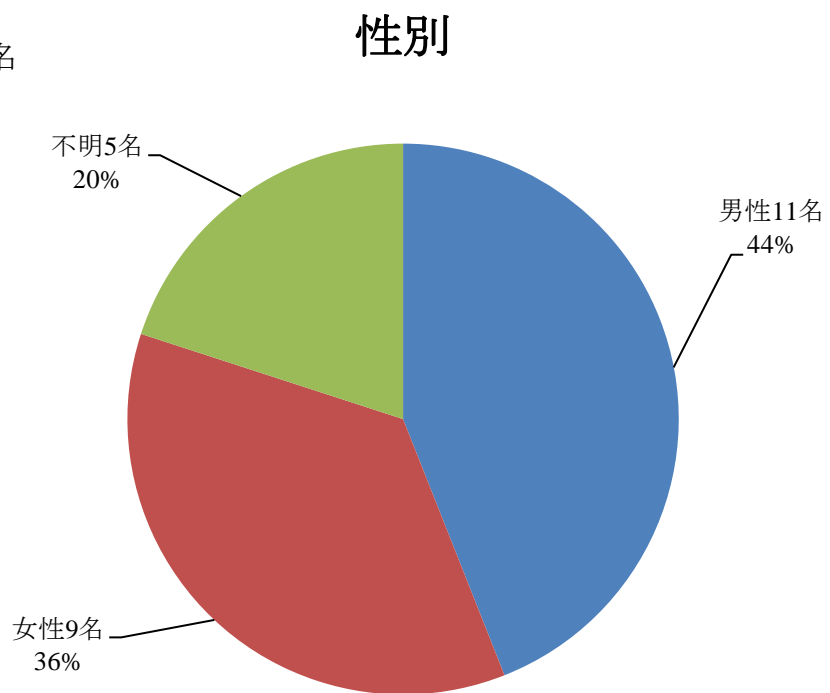
合計 25件

内訳

(1) 性別

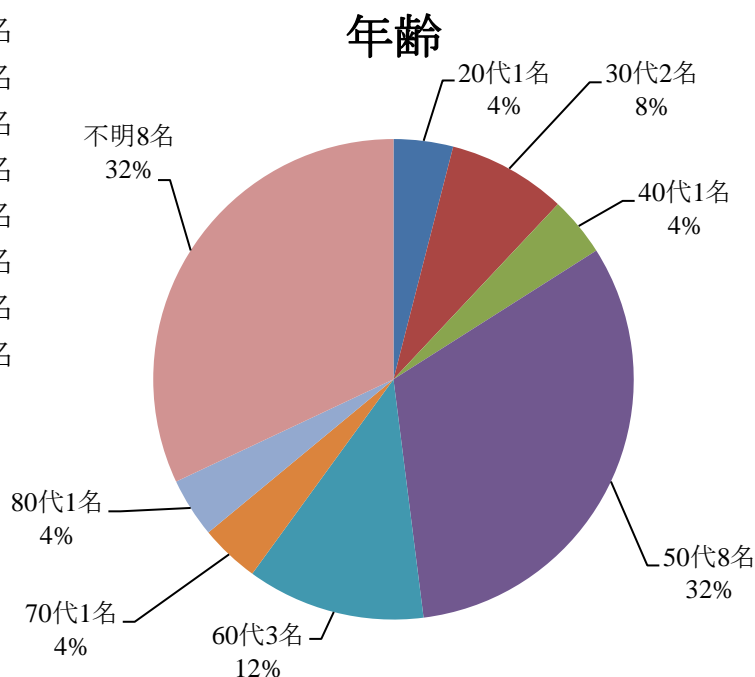
男性 11名

女性 9名



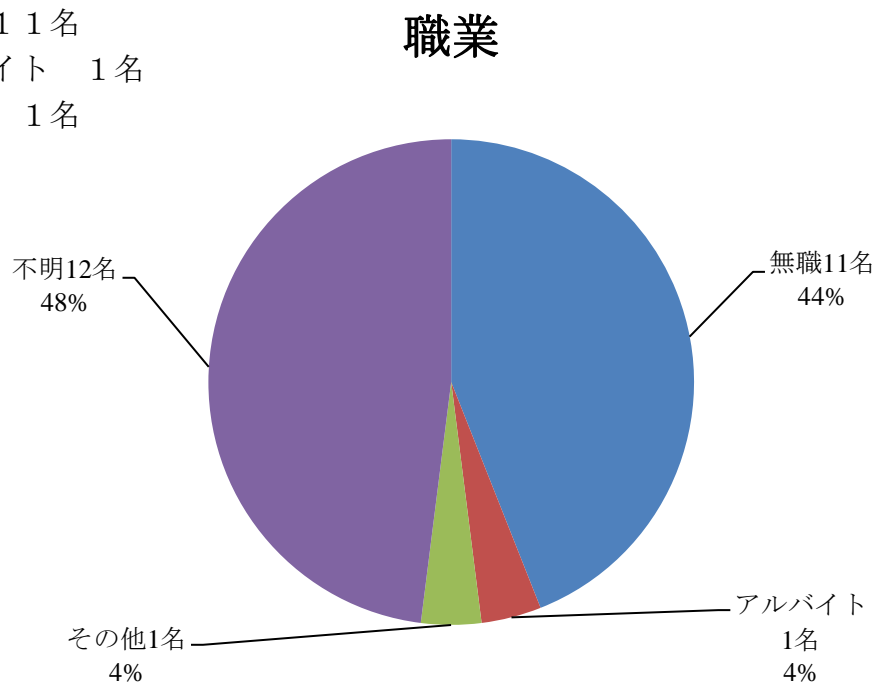
(2) 年齢

20代	1名
30代	2名
40代	1名
50代	8名
60代	3名
70代	1名
80代	1名
不明	8名



(3) 職業

無職	11名
アルバイト	1名
その他	1名



4 開催趣旨

人気お笑いタレントの母親が生活保護を受けていた報道を契機に、一部マスコミ等による生活保護制度や生活保護受給者へのバッシングにもなり得る指摘がされ、また、小宮山厚生労働大臣が、現行法では生活保護の要件ではない親族の扶養義務につき「扶養できない説明責任の法制化」を表明するなど、生活保護を巡る議論が活発化し

ています。

しかし、今回のお笑いタレントの母親生活保護受給関連の報道は、一部で問題の本質を取り違えた不適正な内容が蔓延しており、その影響を受け、申請窓口での間違っただ運用や生活保護法の改悪等に結びつく恐れがあります。また、現在、生活保護を利用されている方が、自分の現状がどうなってしまうのか不安な状態におかれ受給の辞退を考えたり、生活困窮等により生活保護制度の利用を考えている方が、申請を躊躇してしまうこと等が予想されます。

このように、最後のセーフティネットとしての機能を持つ生活保護制度が、本来、当該制度の利用が必要な方が利用できない制度になってしまうことは、現在、社会問題となっている孤立死・餓死等の人の生命に係わる問題をさらに引き起こしてしまう可能性があります。

そこで、当会では、生活困窮等により、真に生活保護を必要としている方が、当該制度を利用し安心して暮らせるよう、緊急に、電話による無料相談を行いました。

5 主な相談内容

寄せられた相談のうち、主なものは下記のとおりでした。

- (1) 面接に落ちてから申請するよう言われた。
- (2) 年金担保でお金を借りていると生活保護は受けられないと言われた。
- (3) 近所に生活保護を受けていることが何故か知られてしまった。
- (4) 親族への調査によって、自分の居場所などが知れてしまいそうで怖い。
- (5) 当初は車の保有を認められていたが、車を処分するよう指導を受けている。
- (6) 住んでいるところの家賃が高いと言われ、申請を受け付けてもらえなかった。

6 コメント

心配していたとおり、一連の生活保護問題の影響を受けてか、多数の相談が寄せられました。生活保護を取り巻く問題の実態が明らかとなり、ご本人が、窓口へ相談に行っただけでは、生活保護の申請にまではいたらないケースが、まだまだ散見されることから、今後も、長野県司法書士会では、生活困窮者のための支援を継続していきます。

7 相談会の様子



